



2018年4月11日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
 (コード:8028 東証・名証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年5月24日開催予定の第37期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 子会社を含めた今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- ② 当社グループの経営効率のさらなる向上を図るため、本店を東京都港区に移転することとし、これに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。

なお、現行定款第3条の変更につきましては、2019年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>1. ～27. (条文省略) 28. 飲食店、興行場、遊技場、映画館、旅館、ホテル、温泉浴場施設、別荘、サービス付き高齢者向け住宅、プレイガイド、スポーツ施設、エステティックサロン、リラクゼーションサロン、マッサージ店、あん摩マッサージ指圧の施術所、文化教室、学習塾、結婚式場、展示会場、葬儀会場、駐車場及びガソリンスタンドの経営、所有、管理、運営並びに賃貸借</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>1. ～27. (現行どおり) 28. 飲食店、興行場、遊技場、映画館、旅館、ホテル、温泉浴場施設、別荘、サービス付き高齢者向け住宅、プレイガイド、スポーツ施設、<u>フィットネスクラブ</u>、<u>エステティックサロン</u>、<u>リラクゼーションサロン</u>、<u>マッサージ店</u>、<u>あん摩マッサージ指圧の施術所</u>、文化教室、学習塾、結婚式場、展示会場、葬儀会場、駐車場及びガソリンスタンドの経営、所有、管理、運営並びに賃貸借</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>29. ～33. (条文省略)</p> <p>34. 写真業、印刷・複写業、クリーニング業、 棚卸業、塵芥収集業、理容業及び美容業</p> <p>35. ～80. (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>29. ～33. (現行どおり)</p> <p>34. 写真業、印刷・複写業、クリーニング業、 <u>コインランドリー業、棚卸業、塵芥収集業、</u> 理容業及び美容業</p> <p>35. ～80. (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>附則 (本店所在地に係る規定の効力発生日)</p> <p><u>第3条に係る規定変更は2019年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年5月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2018年5月24日(予定)

以 上